

持続的な企業価値向上のために ガバナンスの強化を進めています。

会社は、株主から預託された資本をもとに公正な企業活動を通じて中長期的に企業価値の増大を求めるものであり、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会等のあらゆるステークホルダーに対する責任を考慮し、公器として企業活動を通じて社会に貢献することを期待されています。会社経営者はこのような社会の仕組みのなかで優れた企業活動を行うことを求められており、会社を持続的に発展させ、説明責任を果たすことにより経営の透明性を高め、社会的責任を果

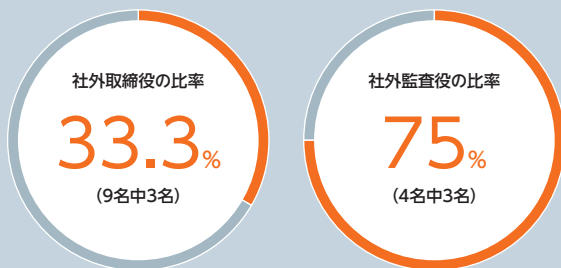
たさなくてはなりません。

当社は、上記の考えに基づき、あらゆるステークホルダーから支持と信頼を獲得し続けるため、企業の社会的責任を果たしつつ、お客様に喜ばれる商品・サービスの提供に永続的に取り組むことにより、「オートバックス」ブランドの維持・向上に努めることが最も重要であるとの認識のもと、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化、改善に努めています。

コーポレート・ガバナンスの特徴 (2017年6月27日現在)

監督機能の強化

社外役員を積極的に登用

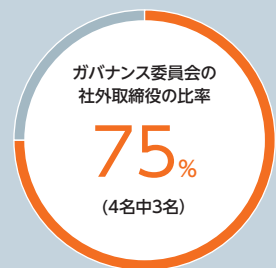


社外取締役の比率を3割超にすることで、監督機能の強化、意思決定プロセスの透明性・客観性を確保しています。

指名・報酬の透明性・客観性の確保

取締役会諮問機関としてガバナンス委員会を設置

全社外取締役と
代表取締役で構成。
委員長は社外取締役が就任。



ガバナンス委員会が取締役、役付執行役員の指名および報酬などの事項を諮問することで、経営の透明性と客観性を高めます。

執行と監督の分離

執行役員制度を採用し経営責任を明確化

取締役による業務執行監督機能を維持・向上するため、執行役員制度を採用して業務執行機能と監督機能を分離しています。

一般株主の利益保護

独立役員のみを社外役員に選任

社外役員6名全員を独立役員とすることで、社外取締役および社外監査役の独立性を確保するとともに、一般株主の利益保護に努めています。

適切・迅速な意思決定と合意形成

取締役・執行役員の適切な情報共有と議論

取締役会が議論と意思決定を適切・迅速にできるよう、執行役員で構成する各種会議体から経営課題や業績に関する適切な情報を提供しています。

近年のコーポレート・ガバナンス強化の変遷

- 2006年3月期
- 社外取締役 10名中2名
 - 「指名諮問委員会」設置 (2010年4月ガバナンス委員会に統合)
- 2009年3月期
- 社外取締役 9名中4名
 - 社外監査役 5名中3名
 - 「ガバナンス委員会」設置
 - 「リスクマネジメント委員会」設置
 - 業務執行体制の強化を目的に「経営会議」、その他の各種会議体を設置
- 2010年3月期
- 「コーポレート・ガバナンス方針」制定

- 2011年3月期
- 社外取締役 8名中3名
 - 「経営理念」改定
 - 「社外役員の独立性要件」制定
- 2012年3月期
- 社外監査役 4名中3名
- 2016年3月期
- 「筆頭独立社外取締役」設置
 - 「独立役員連絡会」設置
 - 「取締役評議会」実施

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会による業務執行の監督と、監査役による監査の二重の経営のチェック機能を有する監査役会設置会社の形態を採用しています。

2017年6月27日現在、取締役総数9名のうち社外取締役が3名を占めている当社は「社外取締役を中心とした取締役会」に該当しますが、社外取締役全員と代表取締役により構成されるガバナンス委員会を設置しており、監査役会設置会社をベースとしつつ委員会設置会社の機能をも併せ持つ、いわゆるハイブリッド型のコーポレート・ガバナンス体制を整えています。

経営、業務執行体制

1) 取締役会

代表取締役が議長を務め、取締役総数9名（執行役員兼務6名、社外取締役3名）で構成し、原則として月1回開催しています。取締役会は、法令または定款で定められた事項および会社の事業活動に関する重要事項について意思決定し、また必要に応じて報告を受けています。監督機能の強化を図るため、社外取締役数は、在任取締役総数の3割を超えるように努めるとともに、一般株主の利益保護のため独立性を重視して選定し、中長期的な企業価値の増大を図るための最善の意思決定を行うよう努めています。

2) 経営会議

社長執行役員が議長を務め、役付執行役員により構成し、原則として月1回開催しています。取締役会決議事項に内在するリスクおよびその対策等を事前に審議し、その過程および結果を取締役に報告するほか、全社方針・計画の立案を行っています。経営会議には、オブザーバーとして社外取締役および監査役が出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っています。

3) その他の各種会議体

全社に係る方針や経営課題の討議および業績や中期経営計画の進捗確認、ならびに個別事業に係る戦略の進捗確認、分析、対策立案等を行うため、事業別および執行役員を横断して開催

する会議体を設置。原則として月1回から2回、開催しています。

諮問機関等

1) ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役全員と代表取締役により構成しています。原則として月1回開催し、取締役会に対して、役員および役付執行役員の候補者選定、取締役および執行役員の報酬体系、ガバナンスに関わるその他の事項に関する答申と提言を行います。

2) リスクマネジメント委員会

代表取締役社長執行役員を委員長とし取締役兼務執行役員および内部統制機能を担当する執行役員により構成しています。原則として年1回開催し、リスクマネジメント年度方針を策定。リスクマネジメントの円滑、適正な推進に努めています。

監査体制

1) 内部監査

スタッフ9名の体制で、内部統制システムの評価を行うとともに、当社および子会社の業務が、法令、規程およびマニュアル等に基づき適正に運用されているかを、継続的に監査しています。評価および監査結果は、代表取締役、監査役および執行役員等に適宜報告し、該当部門に不備の是正、改善を指示しています。

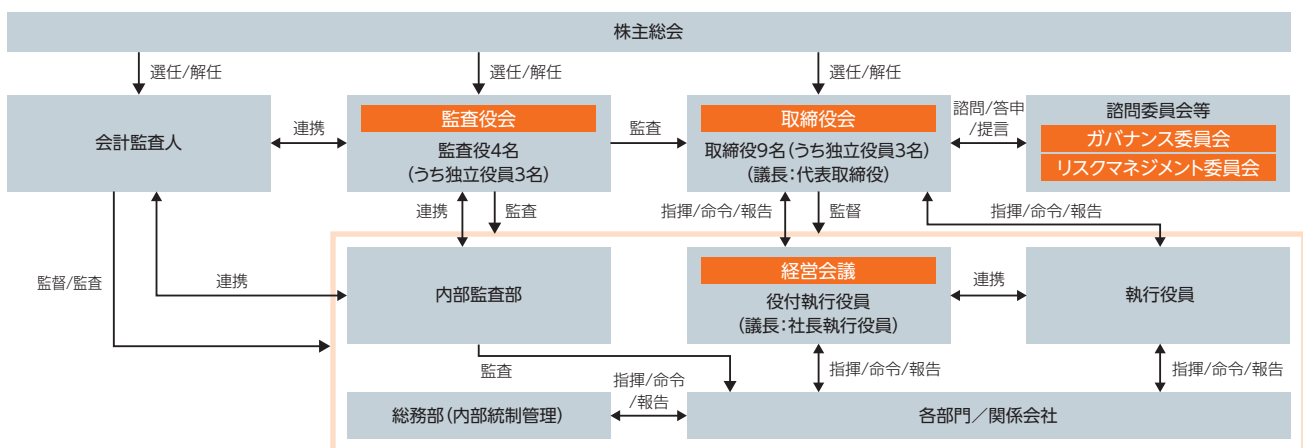
2) 監査役監査

監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について、取締役会および会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また各監査役は、重要会議に出席し、取締役および執行役員の職務執行の監査を行っています。

3) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。

コーポレート・ガバナンス体制



社内取締役の選任

基本方針

当社の取締役は、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者としています。

選任プロセス

取締役候補者は、ガバナンス委員会に諮問し、その答申を受けた上で、取締役会で選定しています。なお、社内取締役の候補者選定に関しては、ガバナンス委員会による面談を実施し、候補者としての適性を審査しています。

社内取締役の選任理由

| 氏名 | 役職 | 選任理由 |
|--------------|--------------------------------|---|
| 小林 喜夫巳 再任 | 代表取締役 社長執行役員 オートバックスチェーン本部長 | オートバックス事業において、新規出店やマーケティング活動の強化、海外事業の基盤構築など長年にわたり当社の発展に尽力し、経営トップとして指揮を執るための経験と実績を有しています。 |
| 松村 晃行 再任 | 取締役 専務執行役員 海外事業統括 兼 新規事業統括 | オートバックス事業において、車買取・販売、車検などの商品やサービスの拡大や、フランチャイズ加盟法人との関係強化を通じて事業の発展に貢献したほか、新規事業・海外事業の基盤を構築した経験と実績を有しています。 |
| 平田 功 再任 | 取締役 専務執行役員 コーポレート統括 | 事業戦略とIT戦略を融合させたシステム基盤を構築するとともに、IRおよび経営企画担当として、投資家等との関係構築や当社の経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、当社の経営基盤の強化に尽力した経験と実績を有しています。 |
| 小山 直行 再任 | 取締役 専務執行役員 オートバックス事業企画統括 | 海外事業における基盤再構築や、国内オートバックス事業の新業態・商品開発においてリーダーシップを発揮してまいりました。国内オートバックスにおいて新たなビジネスパッケージを創造するための経験と実績を有しています。 |
| 熊倉 栄一 再任 | 取締役 常務執行役員 西日本営業統括 | 国内オートバックス事業において、商品、営業分野で多大な実績を残してきたほか、フランチャイズ加盟法人との関係強化にも尽力し、国内オートバックス事業の改革をスピードをもって推進するための経験と実績を有しています。 |
| 堀井 勇吾 再任 | 取締役 常務執行役員 社長室担当 兼 海外事業企画担当 | 長年にわたり法務やグループの内部統制システムの構築に尽力するなど経営管理分野に貢献するとともに、海外事業において小売・サービス事業と卸売事業を展開する事業基盤の構築に尽力した経験と実績を有しています。 |

社外取締役・社外監査役

選任の状況

社外役員に関しては、第三者機関が挙げた候補者のなかから選定することを基本とし、現在は女性1名を含む多様な経歴を持つ社外役員によって構成しています。社外取締役は、いずれも、法令および当社の定める独立性要件を満たしています。多様な分野における経験・知識を有した各々の社外取締役が、独立した客観的な立場から取締役会の議論に積極的に貢献しています。

筆頭独立社外取締役の設置

当社では、株主・投資家との対話の幅を広げることを目的に、筆頭独立社外取締役を設置しています。株主・投資家と

社外取締役・社外監査役の選任理由

| 氏名 | 主な兼職の状況 | 選任理由 | 出席状況 |
|-------------------------|---|--|---------|
| 島崎 憲明 社外取締役 独立役員 | IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー/日本公認会計士協会 顧問 /一般社団法人 XBRL Japan 会長/株式会社UKCホールディングス 社外取締役/ 野村ホールディングス株式会社 社外取締役/野村證券株式会社 取締役/ 株式会社ロジネットジャパン 社外取締役/上川大雪酒造株式会社 取締役 | 事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験・見識と、長年にわたる企業経営者や会計等に関する公的職務における監視・監督の経験を有しています。 | 16回/16回 |
| 小田村 初男 社外取締役 独立役員 | 株式会社タイトー 顧問 | 長年、警察の業務に携わり、反社会的勢力排除を含む危機管理や組織運営に関する豊富な知識・経験および道路交通関連の職務を通じ、交通社会に関する高い見識を有しています。 | 16回/16回 |
| 高山 与志子 社外取締役 独立役員 | ジェイ・コーラス・アイアール株式会社 マネージング・ディレクター 取締役/特定 非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事/金融庁・株式 会社東京証券取引所 スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・ コードのフォローアップ会議 委員/ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社 代表取締役 | ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験に加え、IR、コーポレート・ガバナンスの分野における取締役会評価の支援やIR活動の支援など企業へのコンサルティングの経験と実績を有しています。 | 16回/16回 |
| 清原 敏樹 社外監査役 独立役員 | - | 事業会社の代表取締役としての経験を有しており、これらを当社の監査に生かしていただき監査機能を強化していただきます。 | 16回/16回 |
| 池永 朝昭 社外監査役 独立役員 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士/ムーディーズ・ジャパン 株式会社 独立監督委員/ムーディーズSFジャパン株式会社 独立監督委員 | 弁護士としての豊富な経験・知識を有しており、内部統制およびコンプライアンスなどに関する専門的な知見を当社の監査に反映していただきます。 | 16回/16回 |
| 坂倉 裕司 社外監査役 独立役員 | リレーションズJAPAN株式会社 代表取締役/株式会社UKCホールディングス 社外監査役 | 総合商社において国際金融や資本市場を中心とした財務業務における長年の経験から、財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を有しています。 | 16回/16回 |

の対話には代表取締役社長執行役員が中心となって対応し、筆頭独立社外取締役の設置により、株主・投資家との建設的な対話を進めていきます。

独立社外役員連絡会の設置

当社は、独立社外役員のみで構成し、筆頭独立社外取締役が議長を務める「独立社外役員連絡会」を設置しています。同連絡会は社外取締役と社外監査役の相互の情報共有とコミュニケーションを強化する目的で年数回開催し、当社のガバナンスをはじめとする経営課題について認識共有や情報交換を行います。

社外役員の独立性要件 ※抜粋

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性の要件を満たす者をいう。なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

- 1.当社および当社の関係会社（以下当社グループ）ならびに特定の企業等と、利害関係をもたないこと。
- 2.当事業年度を含む最近5年間の、当社グループの業務執行取締役等の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
- 3.第1項に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
- 4.独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

全文
http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/co_gove_taisei.html

役員報酬

取締役報酬

1) 基本方針

フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を、オートバックスセブンの取締役として確保することを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。

2) 報酬水準

報酬水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データを参考とし、また、業界における当社のポジション、目標達成の難易度および役位ごとの役割等を勘案して設定します。

3) 報酬の構成と基本的な考え方

当社の取締役に対する報酬は、基本報酬である「固定報酬」と、数値目標を中心とする複数の評価指標の計画達成率によって変動する「業績連動報酬」により構成します。「業績連動報酬」は単年度計画に対する結果に応じて支払い、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、執行役員としての役位が上位のものほど高くなるよう設計します。ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみとします。

4) 報酬決定のプロセス

当社の取締役報酬制度および報酬額は、社外取締役を委員長とし社外取締役全員と代表取締役で構成されるガバナンス委員会の諮問を経ることで、客観性・透明性を確保します。

監査役報酬

当社の監査役に対する報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしています。

2017年3月期の報酬総額

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 固定報酬 | | 業績連動報酬 | |
|-----|-----------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) |
| 取締役 | 取締役計 | 12 | 272 | 5 | 2 |
| | うち社外取締役 | 3 | 36 | — | — |
| 監査役 | 監査役計 | 5 | 66 | — | — |
| | うち社外監査役 | 3 | 41 | — | — |
| 合計 | 340 | 17 | 339 | 5 | 2 |

(注) 1. 取締役報酬限度額:年額480百万円(2006年6月28日定時株主総会決議)
 2. 監査役報酬限度額:年額120百万円(2006年6月28日定時株主総会決議)
 3. 上記には、2016年6月21日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでいます。

コーポレート・ガバナンス

議決権行使の円滑化

当社は、多くの株主様に参加していただけるよう、株主総会開催日を集中日を避けて設定しています。第70期定時株主総会は、2017年6月27日(火)に開催しました。

株主総会の招集通知は、開催日の3週間前を目安とする早期発送に努め、第70期定時株主総会では21日前に発送しました。加えて、当社ウェブサイト、TDNETおよび議決権行使プラットフォームに、主に国内外の機関投資家の利便性向上を目的に、招集通知を5月31日に開示しました。

なお、2009年6月開催の第62期定時株主総会から、電磁的方式(PCおよび一部の機種等を除く携帯電話)による議決権の行使を可能にしています。また、招集通知英訳版を作成し、日本語版と同じタイミングで「議決権行使プラットフォーム」および当社ウェブサイトに掲載するとともに、決議結果についても、英訳版を当社ウェブサイトに掲載しています。

投資家との対話

当社は、株主総会や決算説明会等で株主との建設的な対話を図るとともに、当社コーポレートサイトにおいて適時・適切に情報を開示しています。機関投資家に対しては、証券会社による説明会への参加などを通じて対話に努めるほか、中間・通期の決算発表の際に説明会を開催しています。

投資家との対話の状況

アナリスト・機関投資家向け

- 定期的説明会：中間決算および期末決算開示後
- スモールミーティングおよび個別ミーティング：基本的に四半期ごと
※代表者自身による説明あり

海外投資家向け

- 定期的説明会
欧州などでのミーティング：2017年3月期 1回
米国の投資家との電話会議：2017年3月期 1回
※代表者自身による説明あり

コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の強化を進めるとともに、法令や倫理に適った事業活動の重要性を、本社をはじめ子会社、フランチャイズ店舗を含むオートバックスグループの全店に周知徹底しています。

法令や企業倫理の遵守は当然のことです。その大前提のもと、すべてのステークホルダーの正当な期待に応える「行動規範」と「行動指針」を明確に定義し、それらを基本原理として、当社内にとどまらずフランチャイズチェーン加盟法人に対しても、コンプライアンスの徹底と啓発活動を推進しています。コンプライアンス状況を点検する仕組みとして、関連部門で構成する「コンプライアンス事務局会議」を毎月実施し、「行動規範」「行動指針」から外れた行為の有無について確認しています。問題が認識された場合には迅速に対応する体制を構築しています。

リスクマネジメント

当社は、リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合に被害拡大防止や損害・損失の極小化を図る危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立しています。

代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進しています。

リスクマネジメント委員会は年次でリスク課題を設定し、その実行状況をモニタリングしています。また、内部統制・法務・監査・お客様対応を担当する各部門が連携することで、リスクマネジメント委員会によるモニタリング等を補佐しました。このほか、総務担当執行役員は、「重大事案報告」に関するルールに基づき、取締役会に重大事案の発生状況や措置等について報告するとともに、監査役会その他関係部署とも情報を共有しました。

取締役会評価について

当社は、取締役会がその役割を適切に果たしていることを検証し、また、取締役会における課題を見出し、継続的に改善を行うことを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っています。

この結果、現状の当社取締役会は、概ね適切に機能していることが確認されました。特に、取締役会の構成や議題の設定は適切であり、オープンで活発な議論を行うことができる環境のなか、建設的かつ十分な議論を通じて適切な監督が行われていると評価されました。一方で今後の課題として、中長期的な経営方針・戦略の進捗状況等のモニタリングを行い、それに基づく議論を十分に行うことにより、監督機能の強化を図る必要が確認されました。

評価プロセス

全取締役・監査役が
各評価項目について選択式または記述式で回答

ガバナンス委員会による分析・課題整理

取締役会で共有し、対策を協議

役員紹介

取締役



小林 喜夫巳

代表取締役 社長執行役員
オートバックスチェーン本部長



松村 晃行

取締役 専務執行役員
海外事業統括
兼 新規事業統括



平田 功

取締役 専務執行役員
コーポレート統括



小山 直行

取締役 専務執行役員
オートバックス事業企画統括



熊倉 栄一

取締役 常務執行役員
西日本営業統括



堀井 勇吾

取締役 常務執行役員
社長室担当
兼 海外事業企画担当



島崎 憲明

取締役(社外・独立)



小田村 初男

取締役(社外・独立)



高山 与志子

取締役(社外・独立)

監査役



住野 耕三

監査役(常勤)



清原 敏樹

監査役(常勤・社外・独立)



池永 朝昭

監査役(社外・独立)



坂倉 裕司

監査役(社外・独立)